

## ■申告から納付まで

### ① 受益者申告書の送付（4月初め）

1月1日現在の土地所有者のかたに送付します。

<自分の土地を自分で使っている場合>

### ② 受益者申告書の提出

必要事項を記入のうえ、指定期日までに提出ください。

なお、**売買などで土地所有者が変更している場合は、すぐにお知らせください。**

<自分の土地に権利者がいる場合>

### ③ 土地権利者からの受益者申告書への押印

土地に貸借権などの権利関係があり、その権利者が受益者となる場合は、権利者の押印が必要です。

### ④ 受益者申告書の提出

権利者からの押印後ご提出ください。

### ⑤ 受益者負担金(分担金)決定通知書の送付(5月中ごろ)

受益者申告書の内容に基づき、決定通知書を送付します。

### ⑥ 受益者負担金(分担金)納付通知書の送付(6月初め)

### ⑦ 受益者負担金(分担金)の納付(6月～)

#### ご注意ください!!

1. 売買や相続などで土地所有者が変わっている場合は、受益者申告書が届いたらすぐにお知らせください。
2. 申告書が提出されなかった場合は、土地所有者のかたを受益者と認定し、受益者負担金(分担金)を納付していただきます。